

平成30年第4回今帰仁村議会臨時会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|---------------|---------------|--------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成30年8月2日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 8月2日 午前10時00分 | | |
| | 閉 会 | 8月2日 午後2時48分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 島 袋 誠 |
| | 4 | 東恩納 寛 政 | 11 | 座間味 薫 |
| | 5 | 與 那 勝 治 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 7 | 玉 城 みちよ | 8 | 與那嶺 好 和 |
| 職務のため議場に出席したもの | 事務局 長 | 我那覇 尚 一 | 書 記 | 松 田 洋 子 |
| | 局長補佐 兼議事係長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 | 村 長 | 喜屋武 治 樹 | 経 済 課 長 | 久 田 哲 史 |
| | 副 村 長 | 中 原 茂 仁 | 住 民 課 長 | 仲 村 美 奈 子 |
| | 教 育 長 | 玉 城 奎 | 福祉保健課長 | 宮 里 政 有 |
| | 総 務 課 長 | 我那覇 隆 文 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 宮 里 晃 |
| | 企画財政課長 | 田 港 朝 津 | 会 計 管 理 者 | 金 城 寛 樹 |
| | 学校教育課長 | 桃 原 秀 樹 | | |
| | 社会教育課長 | 与 那 満 | | |
| 建設課長 | 嶺 井 雄 二 | | | |

平成30年第4回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成30年8月2日（木曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|---------------------------|--|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | 議案第30号 | 土地の処分について | 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 |
| 4 | 議案第31号 | 平成30年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について | |
| 5 | 議案第32号 | 工事請負契約について | |
| 6 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて | |
| | | | |
| | | | |

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成30年第4回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 玉城みちよ議員及び8番 與那嶺好和議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第30号 土地の処分について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 おはようございます。議案の説明をさせていただきます。

議案第30号

土地の処分について

村有地の売却に伴い、次のとおり土地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

| | |
|-----------|--|
| 1 物件の所在地 | 今帰仁村字古宇利宿ノ前原2451番 |
| 2 処 分 面 積 | 村有地7,638平方メートル |
| 3 処分予定価格 | 110,000,100円 |
| 4 契約の相手方 | 沖縄県国頭郡今帰仁村字古宇利2427番地9 株式会社 ディメンションポケッツ 代表取締役 貝 塚 志 朗 |

平成30年8月2日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

当該土地を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

契約書については添付しておりますので、ご参照ください。また、位置図についても添付しておりますので、こちらもご参照ください。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 議案第30号ですね。この詳しい説明とといいますか、目的ですね。宿泊施設とかをやる予定なのか。そのあたりについて、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

本議案の契約の内容でございますが、古宇利の2451番地におきまして、村有地、普通財産が村有地として所在しております。その土地については以前から企業から払い下げを受けたいという調整の相談がありまして、それに基づいて村の公有財産管理運用委員会において、村有地の取り扱いについて審議してきた結果、その企業としては観光施設を計画するというので、近隣地域の所有者の同意もそろえて、村との調整をした結果、村としましては、入札において、払い下げたほうがよいのではないかと結論に至りまして、今回の契約、それから入札の流れにおいての契約となっております。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 具体的に観光施設のどういう、例えばレストランなのか、あるいは宿泊施設なのか、そういうことについて。それから規模ですね。今のところ企業側から規模はどれぐらいのものにしたいということがありましたら、お伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

本件の土地の計画でございますが、まずは企業での予定としては宿泊施設、それとレストランなどを備えた、そういう施設を予定しているようでございます。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 宿泊施設、レストランということでありましてけれども、これの今はまだ正式に決まっていなければよろしいですけど、いつごろ着工して、いつごろ完成の予定とかという構想は出されているのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

今回の土地の所有の案件でございますので、所有権移転が確定次第、またそういう具体的な計画になってくるかと思いますが、現在のところ棟数、階層なども含めて、隣地に文化財指定のトゥミヤ番屋跡がありますので、そういったものにも配慮していただくということで、事務調整をしている中でございますので、具体的な階数、それから施設の面積は今後、具体的にになってくるかと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 まず初めに、議案第30号 土地の処分について、質疑しますけれども、この7,638㎡、坪に直すと2,546坪ぐらいになるんですけど、単価は坪でもいいし、平米でもいいですけど、いくらの単価で売却するのか。

それと地目は原野になっているんだけど、ユンボを入れたらすぐ畑にできる感じの原野なのかということとですね。これ1億1,000万100円、半端が生じていますけど、何で100円の半端が出るのか、計算上なのかと思っていますけど、1億1,000万円のお金が入ったら、どこの分野に行くのか。特別会計に入るのか、一般会計に予算として入って、今後このお金はどのような方法で使っていくのか、お伺いします。

それとこの契約書の中には転売制限等があって、この契約締結の日から起算して10年間は本件土地を売買してはいけない。転売してはいけないとあって、2項には、本件土地を風俗営業等、または風俗関連特殊営業、それと3項には、反社会的団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用するなど等には使っていないとかあって、この次に、第11条買戻特約及び特約の登記のほうに、甲は、乙が第9条の定め違反した場合には、本件土地の買戻しをすることができる。とありますが、この2項の前項に定める買戻しをできる期間は、契約締結の日から起算して10年間とする。10年過ぎたら別の方法で使っていくのかどうかですね。風俗営業にも使えるのかということで、逆も考えることができるんですよ。起算して10年間は本件の土地を売買してはならないとあるんだけど、10年過ぎた場合は、この契約に適用しないのか。10年後は自由に別に使えるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 1番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

本件土地の単価でございますが、当初といたしますか、入札を公開するときには不動産鑑定を入れて公開、単価設定をしております。落札については、1億1,000万100円という細かい数字もあるんですが、平米当たりとして1万4,401円、坪当たりで4万7,609円に相当いたします。

それから歳入につきましては、財産購入基金に入れる予定となっております。

それから契約書第11条でございます買戻の特約につきましては、9条にも関連しますが、この契約が成立してから10年間は転売を禁止しております。その中でもその利用目的について制約をしているところがございますが、その10年過ぎた後についても、その条件というのは変わらないものだとして理解しております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今、課長の説明で理解しました。10年過ぎても9条で風俗とか、反社会的団体には転売できないということで理解しているものだと思いますけど、こっちの中に図面を見ますと、2筆、3筆ぐらい白く塗られているところがあるんですが、これは個人有地なのか、別にまた何か個人有地はあたってオーケーして、村にきているのかどうか。わかる範囲内で説明求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

参考資料の地籍図が添付されておりますが、その中で下の図面のほうで色塗りをされている中で白抜きの地番がございます。まるっきり含まれるのが3筆ございます。またそれから隣接の地番もございますが、その隣接とその中に含まれる土地につきましては、その事業者によって観光事業を行う、計画をする時点で同意書が添付されております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。先ほど1番議員から質疑がございまして、その中の答弁

といたしますか、説明でちょっと聞きたいのがあって伺います。

第9条の件なんです、10年過ぎても転売や風俗営業等の規制といたしますか、制限はそのまま生きるというような説明があったんですけれども、それを示す根拠といたしますか。それについて、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、説明いたします。

契約書にございます9条でございますが、この契約が締結してから10年間は転売を禁止しますというのが9条の1項でございます。2項、3項につきましては、10年間とか、そういう期限を設けているわけではなくて、村の転売を制限する中で2項、3項は10年以上も続きますよというふうに理解しております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第30号について、質疑いたします。

おおむね内容は理解しておりますけれども、先ほど質疑がありました観光施設に使うってほしいといたしますか。そういうことだったんですけれども、この契約書を見てもやはり観光施設とか、そういうことはうたわれていないんです。これ仮に観光施設以外のものをつくられたときはどうなるのか、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 5番與那勝治議員の質疑について、説明いたします。

本件、土地の契約について、観光施設以外に使われた場合ということでございますが、当初、観光目的で調整をしていた中で入札を行なって、村有地の処分を図るという目的の中で、土地の有効利用の観点から払い下げたほうがいいということで、その契約に至っておりますが、その中で売買契約においては、その9条の中で利用が制限されているところでございますが、確実に観光事業ということにはまた読めない部分がございます。その中で、その大きな面積でございますので、開発計画の中でまたそういうふうに審議されていきますので、その中である程度の観光事業に向けての調整が図られるものと理解しております。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 開発の審議のときに、観光施設以外のものはじゃあ許可しないような方向になるということですか。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

本件土地の払い下げの契約につきましては、その企業から当初より観光事業ということで調整をした中で契約が成立、入札によって成立しておりますので、そのように協定されるものだと理解しております。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 これは明確にうたってほしいと思います。村長もやはり観光施設とか、そういうのが来てほしいという願いもあると思いますけれども、これ協議というこの15条にもありますけれども、やはりその中で明確にうたって、観光施設を求める。そういうこともできるのではないかと思われま

す。これが1点ですけれども。

その中で第11条買戻特約及び特約の登記、その辺もあるんですけれども、この買戻し特約の3項、買戻し特約の登記手続きとありますけれども、これどういった特約の登記をするのか、この内容もあわせて説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

11条の3項にございます買戻し特約につきましては、登記手続きの中でこの買戻し特約の条項をつける予定にしております。所有権の中になるのか、所有権以外の権利なのか、ちょっと確認を要しますが、その法務局によります登記をする中でその買戻し特約の条項をつける予定となっております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時31分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 5番與那勝治議員のご質疑に対して、ご説明いたします。

契約書の15条に基づき協議をすべきではないかというご指摘については、きちんとこの協議をした上で、観光施設をきちんとつくるという協議をしていきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

15条の協議の中で、観光施設ということでの別での協定なり、そういう覚書という形で対応していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第30号について、質疑いたします。

地目に原野とあるんですけれども、こっちは農振にはかかっていないのか。それと第9条の2、3、そういうことはないだろうと思えますけれども、そういうことが行われたと発覚した場合には多分、10条が発生すると思えますけれども、その発生したときの金銭的な問題とか、建物のつくりとか、そういったときの状況、対策、対応はどのようになるのか。それかもしくは11条が発生するのか、その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時38分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 9番山城 太議員の質疑について、説明いたします。

本件土地の農振法の適用を受けているかということをございます。当該2451番地については、農振農

用地以外となっています。

それから契約書の9条に抵触した場合の10条の契約の解除でございますが、もちろんその住民間の転売も含めてでございますが、そういう違反があった場合は、所有権を今帰仁村に戻すという作業になってくるかと思えます。

契約に違反した場合の村へ戻していただくことについては、原状回復義務というのが14条でうたわれておりますので、それに基づいて調整できるものと理解しております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

契約にかかわる各条文において、違反等がある場合については、今帰仁村が土地の契約を解除して、今帰仁村の土地に戻すということでございますが、その中で違反していた中で、建物が建っていた場合ということになれば、その部分については原状回復、現段階の状況に戻して、建物なども消去して返していただくという形になるのが、その契約の内容になっているかと思えます。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 先ほどの1番議員、3番議員と重複するんですけれども、この第9条の2項と3項、10年以上ずっと永続的に続くということなんですけれども、これもしっかり記載されたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、ちょっとわかりづらいですね。その辺、どのようにお考えか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

9条の2項、3項でございますが、買戻し特約ということで、登記を行うことが11条のほうでうたわれております。その11条の内容につきましては、その登記の場合ですが、入札の案内の中でも明記しております。その9条の2項、3項が補完される形で登記をする予定になっております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 説明漏れということですが、本件、土地の契約におきましては、その契約書の形とそれと公募をした中で、応募といえますか。入札案内をかけた中で公開している中で、その契約の特約等、転売の記事なども登記、特約の登記をいたしますよということで、約束ごとがされております。その中で、今回の払い戻しの契約書が作成されておりますが、そちらのほうにつきましては、弁護士にもチェックをいただいて、契約書が作成されておりますので、その業務の流れの中からもそういった今まで公開したものを折り返すことができるものだと理解しております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時49分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 9番山城 太議員の質疑に対して、説明いたします。

この契約書については、あくまで村とディメンションポケットとの間の契約ですので、ディメンションポケットに対しては、当然9条2項、3項に書いてあるような事業を、ずっとやらないでくれという効力はあると思います。転売したあとまた転売してさらに転売してとか、ほかの転売した先の業者を縛る効力はこの契約書にはありませんので、もし転売したあとでも、こういった事業をされないようにするとすると、そうするとあとは風営法の規制とか、暴力団の規制に関する法令や、もしかしたら必要であれば条例をつくらなくては、できないのかもしれませんが、そういったほかの手段、ほかの法規制によってしかとめられないのではないかと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 であるのであれば、9条なんて必要なくなるのではないですか。どんなですか。10年以上あと転売。考えられないわけでもないですよ。10年以上続くと言っているんですが、10年あとすぐ転売したら意味ないでしょう。実際、何でこの10年という縛りなのか、わからないんですけども、いろいろと考えてだとは思いますが…。9条があることにあれは大事なことだと思いますよ。できないなら、できないで仕方ないんですけども、もっとしっかり、後々のことを考えて、10年でなくて、やったほうがいいのかと思いますけど、再度、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

転売の制限につきましては、9条のほうで10年間とうたわれております。その10年としている理由としては、村の土地を払い下げる利用目的があつて払い下げるという、今までの流れの中で、その払い下げた村有地が登記的な取り引きにつながらないよということ、10年間の転売禁止条項をつけてきているのが、今までの流れの中で、今回の村有地の払い下げ、入札ではございましたが、その中でも同じように10年間の転売禁止をつけているというのが、その10年間の説明になります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 土地の処分について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 土地の処分について」は、原案のとおり可決されました。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時08分)

日程第4. 「議案第31号 平成30年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第31号

平成30年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,127,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月2日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|-----------|---------|-----------|
| 17 財産収入 | | 14,744 | 114,575 | 129,319 |
| | 2 財産売却収入 | 1,510 | 114,575 | 116,085 |
| 19 繰入金 | | 309,576 | 5,862 | 315,438 |
| | 1 繰入金 | 309,576 | 5,862 | 315,438 |
| 歳入合計 | | 6,006,677 | 120,437 | 6,127,114 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費 | | 754,465 | 115,102 | 869,567 |
| | 1 総務管理費 | 614,304 | 115,102 | 729,406 |
| 6 農林水産業費 | | 457,209 | 840 | 458,049 |
| | 3 水産業費 | 182,805 | 840 | 183,645 |
| 8 土木費 | | 390,457 | 3,995 | 394,452 |
| | 2 道路橋梁費 | 317,998 | 3,865 | 321,863 |
| | 5 住宅費 | 6,580 | 130 | 6,710 |
| 11 災害復旧費 | | 3 | 500 | 503 |
| | 1 農林水産施設災害復旧費 | 2 | 500 | 502 |
| 歳出合計 | | 6,006,677 | 120,437 | 6,127,114 |

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 第4回補正予算についての細節の説明をいたします。300万円以上の増減の細節について、説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入1億1,457万5,000円につきましては、土地売払収入によるものでございます。

それから次の7ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節繰入金につきましては、財政調整基金の356万2,000円の計上が主なものでございます。

続いて8ページをお願いいたします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の25節積立金は、財産購入基金の1億1,457万5,650円でございます。

9ページ、6款農業水産業費、3項水産業費、3目漁港漁場建設費の13節委託料、15節工事請負費でございますが、委託料につきましては、漁村再生交付金事業の増と、それから15節工事請負費については、同じ事業の減額によるものでございます。

以上、300万円以上の細節の説明といたします。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 質疑いたします。

6ページ、先ほど課長から説明があったんだけど、土地売払収入、場所と単価、どこの場所、土地を売ったのかですね。それとその金額が、そのまま8ページの積立金となって、同じ金額が入って、財産購入基金に入っていますけど、今、財産購入基金は、全額でどれぐらいありますか。お伺いします。

そのほかに10ページの8款土木費の中の2項道路橋梁費、2目道路維持費の中の17節で公有財産購入費、道路敷用地購入でありますけど、どこの道路の土地を買って、単価はどれぐらいの単価で土地を買っているかどうか、お伺いします。

それと11ページの8款土木費、5項住宅費の1目住宅管理費の18節備品購入費の給湯器13万円、どこの住宅でこの備品を購入しているのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時16分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時17分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

6ページの土地売却収入につきましては、土地の2件分でございます。古宇利地内の2451番地の7,638㎡の売り払いの予定と、それから同じく古宇利地内の169番地の209㎡の村有地の売り払いによる収入予定となっております。

それから財産購入基金の残額でございますが、今回の補正予算のものも計算をして、残額としては1億7,304万8,000円の残額となっております。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 1番與儀議員の質疑に対して、ご説明いたします。

歳出10ページ、8款2項2目17節公有財産購入費でございますが、この財産については、古宇利線の相続に絡む2件の相続が終わったということで、土地の購入になります。単価につきましては、平米当たり1万8,390円になります。

次の11ページ、8款5項1目18節備品購入費につきましては、当初の予算が給湯器の修理が多くて、このためにまた13万円を計上させてもらっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 6ページ、土地売却収入は、古宇利の2カ所ということでありまして、こっちは今単価、答弁漏れで、単価は前の議題でのったところと大体、単価は一緒なのか。4万7,600円かな。単価も2カ所の単価がどれだけで、これだけ収入が入ったのかどうかですね。お伺いします。

10ページ、課長の答弁では古宇利の2カ所の土地を買うということだったんですけど、これは道路をつくるための購入だと思いますけれども、道路はそのまま上までいって、どこに行くのか。遠見台のほうに整備していくのか。下一周線におりる下まで整備する予定なのか、お伺いします。このための購入なのかですね。どこに向けての購入なのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

6ページにあります土地売却収入の2件でございますが、先ほど契約においての審議をしていただきました2451番地につきましては、入札によって坪当たり4万7,600円です。それからもう1件、169番地につきましては、209㎡の土地で、平米単価で2万1,893円、坪単価で7万2,372円となっております。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

今回の公有財産購入費につきましては、2件は去年で古宇利線工事を完了しております。承諾書を得て一応、工事を施工しまして、相続が終わったので支払いという契約になっております。工事につきまして

は、来年に2期工事をアマジャフバルのほうに、遠見台のほうに、2期で、来年から施工する予定です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 6ページ、企画課長の単価の件で4万7,600円と7万2,000円とあるのは、場所によってこの単価が変わるのかどうか。古宇利は大体、村有地払い下げは一律なのか。場所によって単価は大体みんな変わってくるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

用地の価格につきましては、土地の鑑定評価に基づくものと、それと近傍宅地の単価を準用する場合がございますが、こちらにつきましては、2件とも鑑定評価によるものでございます。2451番地については地目が原野であるということと、それと169番地につきましては、宅地見込で評価しておりますので、その単価の差になっております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第31号について、質疑いたします。

6ページ、ただいまありましたけれども、17款2項1目、これ2件とありました。1件は先ほどのものでわかるんですけど、もう1件169番地、これはどのような経緯で販売されたのか。またその方法をお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 5番與那勝治議員の質疑について、説明します。

6ページにあります関連します古宇利169番地につきましては、先ほどの契約と同じく入札形式、郵便入札によります契約となっております。今回、受け付けを3月の中旬から始めまして、6月の入札によって、入札結果に基づいて、1件の応募によって、その金額の契約となっております。

ことしの2月に当該土地の169番地の払い下げを受けたいという方が調整に来られました。それに基づいて公有財産に諮りまして、その土地について売り払いといいますか、払い下げる計画をしていいのかどうかという方針をもっていただいて、それから入札にかける方針ということで、事務を進めてまいりました。

その後、ホームページへの掲載や村の掲示版によります広報、それからその受付期間に応募していただいたのが、落札者1名ではありましたが、その方が入札に応じて、今回の落札となっております。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 これですね、公募ということであったんですけども、ほかのところもそうなんですけれども、これは最低売却価格とかあると思いますけれども、それは幾らだったのか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

最低売却予定価格としては437万円を予定しておりました。落札、入札されたのが457万5,550円であり

ました。差額としては20万5,550円となっております。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 これは一般質問もしたんですけれども、やはりこれぐらいの規模だったら、村民も買いたいという方が絶対出てくると思います。これは多くの村民が知らないし、議員の中でも知らない人が圧倒的だと思いますけれども、これホームページは村なんですけれども、梯梧荘は「広報なきじん」にも載っておりました。以前、村長にも今後はそうしていきたいという答弁をいただいたんですけれども、今回も確認の上で、次回から村有地を売却するときにはどういう方法で行うのか。これをしっかりと明確に説明、答弁を求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 5番與那勝治議員の質疑に対して、ご説明いたします。

先般の議会での議員からの指摘もありまして、こちら村内、役場内でも今、検討しているところですが、基本的にはもう少し計画的に今年度はどこの土地を売却にかけ、入札にかけていくということは今帰仁村としては早目に広報等でお知らせしつつ、ホームページでも当然お知らせしつつ、計画的にきちんと進めていきたいと。そういった形で、当然その金額として議会にかける可能性があるものについては、前の議会でも村長に検討したいということ、答弁させていただいたと思いますが、議員の皆さんへの説明も早目にできるようにということで計画的に進めていくというつもりで考えております。

今回、上がっている古宇利の土地の件については、ちょっと既に動き始めていたものですから、これについては、今までの方針、今までの進め方にのっとなって、この形で今回やらせていただいておりますけれども、今後はもう少し計画的に進めていくということで今、進め方を役場の中で検討しているところでございます。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの5番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 検討しているというところであったんですけれども、これ検討して答えが出たときには、我々に説明されるのかどうか、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番與那勝治議員の質疑に対して、答弁いたします。

先ほど副村長から答弁がありましたように、特に最近、古宇利がすごい村有地の払い下げとかありまして、これまではその都度、申請の受け付けをして、そして公有財産管理運用委員会にかけて、将来の道路計画、水道計画、文化財がないということで個別にやっていたんですけれども、非常に件数もふえて、古宇利を含めて、もう少し先ほどあったように計画的に、村のほうから1件、1件あったらその都度、審査するのではなくて、それはそれとして一応は要望として受け付けはして、個別の審査はしないで、村の財政計画を含めて、もう少し計画的に村有財産を売るべきところは売って住宅なり、あるいはホテル、ヴィラ含めて将来、村の財政収入に寄与するようなどころについては、計画的に処分していくと。ただ規模が大きくて、また景観上、大規模な売却については検討すべきといういろいろな意見も村民の中からも出ていますし、村長にも直接ふるさと納税をされた方の中からもいろんな意見も出ていますので、計画的に、今

かなり詰めておりますけれども、早目に決定をして、これを村の広報、ホームページなどに広く周知していきたいと思えます。

そして特に墓地とか、あるいはまた住宅をつくりたいけれども、袋地になって、どうしてもすぐ必要だとかという場合については、個別にケース・バイ・ケースで検討していきますけれども、基本的には個々の正式な受け付けはしないという方針を今、検討中で早目に決定して、それを決定し次第、村民にもまた議会含めて、村有財産の処分の方針についての新しい方針というか、それをお知らせしていきたいと思えますので、もう既に今もきていますけれども、今は希望を聞くだけであって、「これを審査にかけるということは、やりません」ということでちゃんと説明して、やっていますので、おおむねこれまできているところは、その説明について、理解していると思えますので、早目に新しいこの村有地の処分の方針について、決定していきたいと。年度内というか、12月いっぱいぐらいまでには最終決定をしていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 平成30年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 平成30年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第32号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第32号

工事請負契約について

運天漁港－3.5m航路浚渫工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1 契約の目的 運天漁港－3.5m航路浚渫工事

- 2 契約の方法 指名競争入札
3 契約の金額 118,800,000円
4 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根249番地の5
株式会社 金良建設
代表取締役 金 良 敏 夫

平成30年8月2日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

運天漁港-3.5m航路浚渫工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

契約書については添付しておりますので、ご参照ください。

- 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次 議員 議案第32号 工事請負契約について、質疑いたします。

契約の目的、運天漁港-3.5m航路浚渫工事だけど、どんな工事するんですか。これだけ見たら、全然わからないものだから、わかりやすく説明求めます。

- 東恩納寛政 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの1番與儀議員の質疑に対しまして、説明いたします。

工事の概要としまして、航路なんですけれども、そこのたまっている砂といいますか。そこをすくい出すという浚渫の工事でありまして、面積にすれば1万1,610㎡です。土砂の運搬に対して1万5,110㎡ですか、その工事ということになっております。以上です。

- 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次 議員 課長の説明でわかったんですけど、このマイナス3.5mというのは、深さが3.5mの深さまで砂を取ると。長さは何mぐらいなんですか。
- 東恩納寛政 議長 久田哲史経済課長。
- 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑に対しまして、説明いたします。

概要としましては、面積で仕様書を組んでおりまして、全体で800m前後になったと思いますけれども、今回に関しては面積で、先ほど説明しました1万1,610㎡になるということです。以上です。

- 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次 議員 これは海底にたまった砂をはき出すという工事だと思いますけれども、台風等々でまたとっても砂は入ってくると思いますけど、毎回上げていますので。これは定期的にする必要があると思いますけれども、今後はこういう形で定期的にそういう事業の計画があるのかどうか。台風で必ず入ってくると思うんですけれども、今後の定期的で、また計画があるんだったら、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの1番與儀議員の質疑に対しまして、説明いたします。

今回は補助事業を使って工事を行うわけですけれども、やはり砂がたまりますと、漁民の方にもかなり支障がきますので、またそういった状況において、必要があれば要請をしていくということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 課長の説明でいいことだと思っておりますけど、漁民に支障のないようにということであったんですけれども、ぜひ支障のないように、県とも連絡をとって、定期的に砂を取る方法でできたらと思っておりますけど、その点どうお考えですか。

○ 東恩納寛政 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑に対しまして、説明いたします。

議員おっしゃるとおり、やはり支障が出ると、そういった想定された場合も、担当におきましては、県担当と連絡を密にとりながら、よりよい環境で操業ができるよう、また航路を安全にできるように調整をしていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時40分)

ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第32号について、質疑いたします。

砂の浚渫ということで、すくい取るということでありましたが、このとった砂の行き先というんですか。そこはどこに行くのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑に対しまして、説明いたします。

現時点では古宇利区に運ぶということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 これは村有地だということだとは思いますが、砂を運んだ際に、固めたりはすると思えますけれども、これについては、安全対策とか、そういった対策もきちんととられるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑に対しまして、説明いたします。

議員ご指摘のとおり、しっかりとした流出防止とか、安全対策は施すということで担当のほうからも確認をとっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第32号について、質疑いたします。

内容については、おおむね理解しましたけれども、この事業名と補助率の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時42分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時43分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの5番與那勝治議員の質疑に対しまして、説明いたします。

事業名は漁村再生交付金事業、補助率に関しましては、国が75%、県が10%、村が15%の負担で工事を行う予定です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 浚渫はいいんですけども、前回やったところのぐり石積んだところの残骸が残って今、砂浜状態になっているんです。ちょうど漁港の入り口、幅がだから今の10mあるかないかぐらいの、航路しかないんです。完全に取ってないわけです。前にぐり石積んでとっていったときに。だから今は砂浜状態になって、入り口がふさがっているという感じになっているわけです。あと一、二回台風が来たら、もう完全に閉まるのではないかと、そういうことで、今回も撤去ができないか…。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの8番與那嶺好和議員の質疑に対しまして、説明いたします。

議員のご指摘のあった箇所につきましては、持ち帰って確認をいたしまして、この箇所がこの事業に実際に対応できるのかどうかを精査しまして、進めていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 もしできなければ、前回の業者に教えるようにしてください。これは前回の業者が残したものですから…。今は一番先のほうで今度は、今回の仕事は終わりだと思います。浚渫ですね。前回の業者が残した分だから、再度呼んでさせるようにしてもらわないと、あれは欠陥工事にしかならないですよ。石を一文字でやるときに、石をこうやって全部、向こうに通れるようにやって、この石が今残っているんですよ。取るのが当たり前ですよ。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時46分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時47分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの8番與那嶺好和議員の質疑に対しまして、説明いたします。

指摘の箇所に関しましては、今ありましたとおりの現場をちょっと確認をして、対応をしたいと思っております。今回のエリアに入っているかどうかということも含めて検討して、入っているのであれば、もちろん該当するかと思っておりますけれども、そうでなければ、それなりにまた調整をしていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

- 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時48分)

午 後

- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

日程第6. 「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

- 中原茂仁 副村長

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年8月2日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計（第3回補正）

理 由

繰上充用に伴う平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算に不足が生じ、予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年6月27日
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,631,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月27日
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 1 国民健康保険税 | | 387,427 | 8,719 | 396,146 |
| | 1 国民健康保険税 | 387,427 | 8,719 | 396,146 |
| 歳入合計 | | 1,622,732 | 8,719 | 1,631,451 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|-------|-----------|
| 15 繰上充用金 | | 120,425 | 8,719 | 129,144 |
| | 1 繰上充用金 | 120,425 | 8,719 | 129,144 |
| 歳出合計 | | 1,622,732 | 8,719 | 1,631,451 |

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正について、ご説明いたします。

内容につきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。2. 歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額3億7,929万円、補正額871万9,000円、計で3億8,800万9,000円、1節医療給付費分現年課税分577万2,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税

分229万3,000円、3節介護納付金分現年課税分65万4,000円、計のほうで、補正前の額3億8,742万7,000円、補正額871万9,000円、計で3億9,614万6,000円になります。

次のページをごらんいただきしたいと思います。6ページ、3.歳出、15款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、補正前の額1億2,042万5,000円、補正額871万9,000円、計で1億2,914万4,000円、一般財源871万9,000円、22節補償、補填及び賠償金、金額871万9,000円、計、補正前の額1億2,042万5,000円、補正額871万9,000円、計で1億2,914万4,000円、一般財源で871万9,000円。以上となっております。

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 承認第3号について、質疑いたします。

きょうの全協のほうでも、課長のほうから説明もありまして、大方、理解はできているところもありますけれども、改めて質疑いたします。今回、きょうの説明の中では、歳入歳出予定等をチェックしていく中で、データの金額に誤りはなかったんですけども、独自表に記入、転記入力する際に誤って入力し、今回の錯誤となったということでありました。

これは入力するデータを職員が入力して、それが間違っていて、それが反映されたということであると思いますけれども、これはこれまでに繰上充用をずっと何年かしてきて、今までこういうことは起こっていないことですよ。こういうことは多分、あってはならないことだと、本来思うんですけども、今まではこういういろいろと繰上充用金を出すまでのシミュレーションとか、さまざまやってくる中で、なかったことが、今回こういうふうに起こってしまったことの原因として、これまでこの独自表をこれまでも使っていたのか。それをもとに、これまでもやっていたのかどうか。本当はそれはなしで、本当はデータだけでやってきたのかの確認と、またこの改善点ですね。今後どのように次年度以降、こういうミスがないような、取り組みというものをどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑について、ご説明いたします。

これまで自前の表の確認をしながら、決算に向けての作業ということでもありますけれども、詳細を確認しながら、要は国保の中身のほうを検討しながらの担当の独自の表ということで、今回ございまして、それをこちらとしては、チェック体制の評価として独自の表の活用はせず、チェック体制の強化をしながら、業務に邁進していきたいと、反省をしているところであります。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時41分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑に、ご説明いたします。

これからチェックの機能強化をしていくというところで…。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時42分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時43分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

これまでB表というチェックするものがありまして、今回は別の様式を使っていたということで、さらにチェック機能を強化したいというふうに思っていたんですけども、今後はB表の活用をより確実に強化していきながら活用をしまいたいと思っております。前の段階のチェック機能に戻しながら、今後このようなことが起こらないように、努めてまいりたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これまではB表を使っていたんだけど、今回よりしっかりということで独自表をやろうとした結果、またちょっとそれが裏目に出てしまったということで理解いたしました。

きょう、説明の中でも課長からもありましたけれども、地方自治法第208条において、やはり繰上充用する各年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないということで今回、繰上充用をしますよということでありました。

これは地方財務実務提要というものから、ちょっと引用してきているものでありますけれども、自治令第166条の2の規定する繰上充用の制度は、会計年度独立の原則の例外をなすものであるから、厳格に返すべきは当然であるということで、やはりこれは、例外的なものなので、より厳格にしっかりと対処しなければいけないものが繰上充用であるというふうに理解しているところでありますけれども、この中で、地方自治法235条の5の中で、当該年度の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖するという条文があります。

その法律をもとに考えてみると、5月31日をもって出納は閉鎖しているわけでありますので、ですけども、今回6月22日に繰上充用金の不足額の原因が判明して、6月27日に専決処分を行ったとあります。これは法律では5月31日をもって出納を閉鎖しているものが、法律上はある中で、これを期日を過ぎてあとのこの繰上充用はですね、法的にどうなのか。というところが疑問としてあるんですけども、その辺の解釈はどのようになるのでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時47分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時53分)

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後1時53分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時27分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 2番上原祐希議員の質疑に、ご説明いたします。

今回の専決処分は、地方自治法第235条の5に反しているのは、事実でございます。ただし、今回の専決処分を行わなかった場合は、赤字決算となってしまうため、今度は地方自治法第208条第2項に反することになってしまいます。このため、赤字決算を解消することを優先して、今回の専決処分を行ったところでございます。いずれにしても、当初から繰上充用について、適切に処理しておけば、このような事態は招かずに済んだものであり、今後同様の事態が起こることのないよう、改善に取り組んでいきます。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 どちらにしても、やはり時期的に違法性が出てしまうということ認識されたということであります。やはりこの今回は出納閉鎖後に、前年度の歳出をしたということで違法行為で

あるというわけでありますけれども、これは自治法上、これらに対する制裁規定とかはないものと理解しておりますけれども、法律に違反して地方公共団体の事務を処理したことに対しては、執行上の責任を問わなければならないだろうということで、先ほどの地方財務実務提要の中では記されております。その辺に関して、どのようにお考えか、伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質疑に、お答えします。

先ほど担当課長から今回の専決処分について、説明がありました。地方自治法235条の5に反している。また専決処分しなければ、208条第2項に反するという中で、村長としては専決処分したわけでございますけれども、このことを踏まえて議会終了後、改めてこの問題について、原因を含めてなぜこういう専決処分をしなければならない事態に陥ったのかの検証と、その自治法に反して専決処分した監督者である村長、副村長、そしてまた担当課長、職員含めて、どういう処分に相当するのか、基準はいろいろありますので、その責任の度合いとか、違法性の重要性等を勘案した上で、委員会がありますので、委員会で審議をして、その結果を結論が出ましたら議会にも報告したいと思っておりますけれども、その審査の内容によって、村長の監督責任ということがまた、どういう形で結論が出るかまだ予測していませんけれども、場合によっては、減俸等も含めて必要であれば、これは条例の改正もまた必要になってくるかと思っておりますので、それについては議会事項でありますので、それを踏まえて協議をして、その結論が出ましたら一応は議会のほうにも、今回の専決処分の処理についての担当職員、そして監督責任者である村長も含めて、結論が出たら議会にも報告はしたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 承認第3号について、質疑いたします。

今、村長からも答弁がありました。まさにそのとおりだと思いますけれども、ちょっと私が疑問に思っているのは、この専決処分ですね。専決処分の理由として、議会を招集する時間的余裕がないため、規定により専決処分すると。これ専決処分をして、この繰上充用の事務処理ができたのかどうか。できたというのであれば、この事務処理がどのように行われたのか、伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時32分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時36分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの5番與那議員の質疑について、ご説明いたします。

先ほどお話をしました地方自治法の208条により、収支の均衡を義務づけられ、赤字予算決算は認められないことから、6月27日に伝票等を確定後、平成29年度決算としての会計の処理は完結しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 会計の処理は完結していると。先ほど同僚議員からもありましたけれども、5月31日までの間で、本来であればやらないといけないことでもありますけれども、6月27日に専決処分を行なったとありました。6月27日に専決処分を行うのと、本日8月2日に、例えば事務処理を行うこと。

この違いですね。もしきょうでいいのであれば、専決処分を行わずにきょう処理してもよかったのではないかと思いますけれども、この違いがあれば説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時40分)

金城寛樹会計管理者。

○ 金城寛樹 会計管理者 5 番與那勝治議員の質疑について、お答えいたします。

会計処理が適切に行われたかどうかという質疑でしたが、平成29年度閉鎖を5月31日で行った後に、平成30年度各会計の繰越金という形で、随時予算を会計処理していきます。今回の国保会計の繰上充用金については、平成30年度予算の補正を確定した後に、平成29年度の繰上充用金という形で、歳入の過不足金に充てるために、会計処理を行っている形の処理になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5 番與那勝治議員。

○ 5 番 與那勝治 議員 ただいまの説明でおおむね理解いたしました。

もう一つ疑問に思うのは、状況の推移の中で6月22日に不足額と原因が判明したというのがありました。繰上充用金のこれ22日だとまだ議会中でありました。それであるならばこの議会を延長してできたのではないかということがあるんですけれども、その辺の説明を求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 5 番與那議員の質疑について、ご説明いたします。

6月22日に繰上充用金の不足額、原因が判明したというところで、これから先ほどこちよとお話もしたんですけれども、チェックをしていくところで、独自表とのチェックのほうに入りまして、その中で議会の延長で間に合えばよかったところもあろうかと思えますけれども、どうしても議会の開会中に間に合わなくて、そういうところが先ほどお話をしたチェック体制によるところもあるんですけれども、こちら辺はまた気をつけていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの5 番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5 番與那勝治議員。

○ 5 番 與那勝治 議員 これはいろいろと聞いてみたら、前代未聞のことだということでありました。これだけやはり重要なことでもありますので、やはり専決処分で終わらすのではなくて、この議会に諮って、しっかりと審議すべき事項だったと思っております。もちろん今回の件を反省して、次からはないことだと思いますけれども、例えば村民の事務等を預かる役場当局が、こんなことをして、例えばこれがもし許されるようなことであるならば、期限を過ぎたいろんなことに対して、また後から村民が過ぎているけど、これ当局が前例をつくってしまうと、本当にまずいことでもありますので、これは絶対ないことを願います。

先ほど村長からも答弁がありましたので、そのとおりだと思いますが、改めて最後に村長から答弁を求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5 番與那勝治議員の質疑に、お答えいたします。

専決処分については、やはり国の法律とか政令とかの改正に伴って、3月31日付とか、そういうものは

緊急やむを得ない場合で、専決処分をすることが多々あるんですが、今回のようにやはり専決処分を避けて、本来は議会の権限に属することでもありますので、専決処分はできるだけ緊急やむを得ない場合以外は、やらないというのが私も基本的にはそう考えております。今回については、こういう結果になって、議会ははじめ村民の皆さんにも大変ご迷惑をかけておわび申し上げますけれども、先ほど答弁したとおり、なぜ今回のこの繰上充用について、これに至ったのか。再度、議会でもいろいろと質疑もありましたし、担当課からも説明がありましたけれども、担当課だけの問題にせず、全庁全課共通の認識として、議会終了後、協議をして、今回は先ほど言いましたように地方自治法第235条の5に反していると。そしてまたしなければ208条2項に反するということになっておりますので、監督責任者としての村長としての責任を感じているところでありますので、その件については、どういう担当職員、あるいは監督責任者である村長、副村長含めて、責任をどうとるかということについては、また役場内に審査する委員会もありますので、そこにかけてその結果についてはまた議会の皆さんにも報告し、場合によっては条例の改正等が必要な場合には、議会ははじめ村民にもお知らせをして、おわびすべきところはおわびをして、そこからまた二度とこういうミスが起きないように、気を引き締めてやるというのが、村民の負託を受けている行政としても、当然のことです。今回のことを十分教訓にして、二度とこういう専決処分のやり方がないように、村長以下、全職員気をつけて村民の信頼を回復して、行政を行っていきたいと考えています。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後2時48分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 玉 城 みちよ

署名議員 與那嶺 好 和